

諮問日：平成29年2月1日（平成28年度（最情）諮問第29号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（最情）答申第50号）

件名：最高裁判所の開廷状況に関する資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁法廷（大・小）の過去10年間程度の開廷状況の資料（開廷回数分かるもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年9月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件について、法廷の開廷表又は日報、月報などの資料でも、開廷状況は判明するはずである。どの程度の期間、どの程度の内容で開廷状況を示す資料があるのか不明だが、全く存在しないというのはあり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は存在しないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

(1) 申出書の記載及び申出書提出時の聴取内容から、申出事項を「最高裁法廷

(大・小)の過去10年間程度の開廷回数分かる文書」と特定した。

- (2) 特定の期間の開廷回数分かる文書としては、その期間中の全ての開廷表(最高裁判所では期日表。以下「期日表」という。)が考えられる。しかし、最高裁判所においては、期日表は、期日が開かれる都度作成して法廷前に掲示し、期日が終了した後速やかに廃棄しており、控え等も保存していないことから、法廷前に掲示された期日表は、全て廃棄済みである。また、期日表は、法廷前に掲示して、開廷する事件の期日、裁判長名、事件番号、事件名、当事者名、立会書記官名等を出頭した事件関係者、傍聴人に知らせるという性質上、期日終了後に作成したり、保存したりすることは予定されておらず、かつ、実際にも期日終了後に過去の期日表を作成することはない。

ちなみに、民事事件(行政事件を含む。以下同じ。)の期日表は、最高裁判所事件管理システム(以下「事件管理システム」という。)を利用して印刷しており、事件管理システムから過去の期日表を印刷すること自体は可能であるが、印刷の時点で既に退官している裁判官が裁判長を務めた事件の期日表は印刷されない仕様となっていることから、印刷した期日表からは、民事事件の開廷回数を把握することはできない。刑事事件の期日表については、事件管理システムを使用せずに、ワードやエクセルを用いて作成しているが、これらのデータはその都度上書き又は消去していることから、保存されていないため、刑事事件の開廷回数を把握することはできない。

- (3) 苦情申出人は、日報や月報などの資料によっても開廷状況は判明するはずであると主張するが、そのような文書は作成しておらず、その他開廷回数分かるような文書は、作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同月 20 日 審議

④ 同年 3 月 13 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は存在しないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が全く存在しないというのにはあり得ないと主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

- 2 過去の開廷状況とは、最高裁判所に係属した事件について弁論期日や公判期日等が開かれた場合に関する具体的な回数や日時等をいうものと考えられるところ、最高裁判所の司法行政事務において、そのような過去の開廷状況に関して統計をとるなどの必要性があるとする具体的な事情はうかがわれないから、本件開示申出文書が存在するとは考えられない。したがって、最高裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

なお、最高裁判所事務総長は、特定の期間の開廷回数が分かる文書としては、その期間中の全ての期日表が考えられるが、期日表は、期日が開かれる都度作成して法廷の入口付近に掲示し、期日が終了した後速やかに廃棄しており、また、これを期日終了後に作成したり、保存したりすることは予定されておらず、実際にも作成することはないと説明する。このような説明につき、期日表が、事件関係者や傍聴人に当日に開廷する事件について知らせるために法廷の入口付近に掲示するものであることからすると、当該事件の期日が終了すれば、必要がなくなると考えられるから、これを速やかに廃棄しているという取扱いは相当であり、また、期日後に期日表を作成することはないというのも合理的である。

- 3 以上のとおりであるから，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については，最高裁判所において，本件開示申出文書を保有していないものと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人